

事 務 連 絡
令和6年6月18日

各障害福祉サービス事業所の管理者 様
各相談支援事業所の管理者 様

廿日市市健康福祉部障害福祉課長
(〒738-8512 廿日市市新宮1-13-1)

障害福祉分野における手続負担の軽減について(通知)

令和6年4月12日付けで厚生労働省及び子ども家庭庁から通知のあったこのことについて、廿日市市では次のとおり取り扱う予定のため、御留意ください。

手続の簡素化について

1. 押印・署名の見直し

指定申請書・変更届等における様式の押印を廃止します。

令和6年4月～の様式を市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/34890.html>

2. 提出方法の見直し

指定(更新)申請書・変更届、各種加算の届出を従前の郵送、持参に加え電子メールでも受け付けます。

電子メールでご提出される際は下記のアドレスまでご提出ください。

ただし、新規指定申請の場合は、指定までに原則1回以上対面での協議が必要です。

shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp

3. 人員配置に関する資料の簡素化

人員配置にかかる添付資料は、資格証、研修修了証の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等の提出は不要とします。

4. 運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱い

運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」を「〇人以上」と記載することも差し支えないこととします。

また、実人数を記載する場合であっても、従業員の員数が変更が生じた都度ではなく、毎年、運営規程見直しの時期に前年と比較して変更があった場合、市へ変更届を提出してください。

(例) 毎年4月に運営規程の見直しをしている場合、前年4月と比べて変更があった場合届出を提出

ただし、管理者、サービス管理責任者等資格が必要となる者が変更となる場合は変更が生じた10日以内に変更届の提出が必要です。

5. 更新申請時に求める文書の簡素化

更新申請にあたり、すでに市へ提出している事項に変更がない場合、書類の提出を省略することができます。

6. 運営指導(実地指導)における確認文書の効率的活用等について

(1) 運営指導(実地指導)において確認する文書は原則、前年度から直近の実績にかかる書類とし

ます。

- (2) 市へすでに提出しており、変更等がない書類について提出を省略することができます。事前資料を提出する際に申し出てください。
- (3) I C Tで書類を管理している事業所において、書類を紙で打ち出すことは不要です。当日閲覧可能なP C等の準備をお願いします。

障害福祉分野における事業者要望専用窓口

「障害福祉分野における事業者要望専用窓口の開設の周知について」（令和6年1月18日付け事務連絡）により開設した窓口に提出された要望について、厚生労働省が整理を行い、ホームページへ掲載しています。専用窓口は令和6年度も引き続き開設してありますので、要望等ありましたら、下記のフォームへの入力をお願いします。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html

(事業者要望専用窓口)

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/syogaikansoka>

担当 給付管理係

電話 0829-30-9186（ダイヤルイン）

メールアドレス shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp